

令和 8 年度下期ファンサービス及び熊本競輪場 PR 業務委託 基本仕様書

1. 業務名

令和 8 年度下期ファンサービス及び熊本競輪場 PR 業務委託

2. 業務目的

熊本競輪場にちなんだファンサービスグッズの制作及び熊本市営競輪(FI)開催時等にファンサービスイベントを実施することで、来場客の満足度向上・車券売上向上を図る。

また、熊本競輪場の PR 広報・PR イベントを実施し、若年層～中年層の知名度向上・イメージアップを図る。

3. 履行場所

熊本競輪場(熊本市中央区水前寺5丁目 23 番1号)

4. 履行期間

契約締結日から令和 9 年(2027 年)3 月 31 日(水)まで

5. 実施期間

熊本競輪場で行う FI 開催日および GI 開催時等多くの来場者が見込まれる場外発売日

(参考)

○熊本市営競輪(FI)開催日

・令和8年(2026 年)11 月 6 日 ～ 令和8年(2026 年)11 月 8 日

・令和8年(2026 年)12月 21 日 ～ 令和8年(2026 年)12 月 23 日

・令和9年(2027 年)1 月 3 日 ～ 令和9年(2027 年)1 月 5 日

※期間内のイベント実施日数(開催期間の内何日行うか)については任意提案とする。

6. 提案上限額

8,000,000 円 (消費税及び地方消費税の額含む)

荒天等による中止の場合は、委託者と受託者が協議の上、委託契約金額を変更して定めて支払うものとする。なお、変更後の委託契約金額は、当初の委託契約金額を超えないものとする。

7. 提案のコンセプト

① 競輪ファンが熊本競輪場に来場する動機付けとなるイベント

競輪はアプリ投票やインターネット投票が主流となっているが、競輪場へ足を運ぶ動機づけとなるイベントを提案すること。

② 若年層～中年層に熊本競輪場を知ってもらう

若年層～中年層へ熊本競輪場の存在を広くアピールし、知名度向上・イメージアップ・来場客増加・競輪初心者の方の車券購入につながる広報・イベントを提案すること。

③ 熊本競輪場にちなんだファンサービスグッズ等の提案・制作を行うこと。また、制作したグッズはイベント等に活用することで熊本競輪場の知名度向上・イメージアップに活用すること。

8. 業務内容

次の項目について企画提案を行うこと。

① 熊本市営競輪(FI)開催時のファンサービスイベントの企画・提案・運営

(1) 車券の購買につながるような競輪ファン向けのイベント等の企画・提案・運営。

(2) 地元選手の魅力発信やファン獲得につながるイベント等の企画・提案・運営。

(3) 優勝した選手の表彰式の実施。

ステージ等設営はせず式典に必要な人員を手配すること。MCは熊本市営競輪開催時にバンク内MCを務めているSPEEDチャンネルアナウンサー。

(4) 優勝した選手の表彰に係るカップの手配。

カップはS級・A級・L級の3種用意するとともに、「優勝」と刻印を行うこと。

カップの大きさは高さ30cm以上とする。

(5) イベント実施に必要な会場設営・撤去に係る一切の業務。

(6) イベント実施に必要な人員配置(緊急対応体制含む)・物品(テント・電源等)の手

配。

- (7) イベント実施に必要なスタッフの控室の手配
- (8) イベントを行う際は、チラシ等を制作し、効果的な告知を行うこと。
- (9) チラシデータについては、イラストレーター、PDF 等指定する形式にて納品すること。
- (10) 季節を意識したイベントも企画・提案すること。
- (11) イベントの実施にあたり競輪場隣接地域への明らかな騒音が懸念される場合は、レイアウトを工夫するとともに 1 週間程度前には近隣住民への告知ポスティングを行うこと。
- (12) 各イベント終了後 2 週間以内に完了報告書を作成し提出すること。
- (13) 今後のサービス向上につなげるための、来場者アンケートを実施すること。

② 熊本競輪場の知名度向上・イメージアップ・来場客増加・初心者的車券購入につながる PR 広報・PR イベントの企画・提案・運営

- (1) 若年層～中年層、ファミリー層が、熊本競輪場を知り、実際に足を運ぶ動機付けとなる PR 広報・PR イベントの企画・提案・運営・実施。
- (2) 競輪場内施設(サービスセンターや食堂)を活用した PR 広報の企画・提案・運営・実施。
- (3) PR 広報に係るチラシデータの手配・作成・納品。
- (4) チラシデータについては、イラストレーター、PDF 等指定する形式にて納品すること。
- (5) 必要な会場設営・撤去に係る一切の業務。
- (6) 必要な人員(緊急対応体制含む)・物品(テント・電源等)の手配。
- (7) 実施に必要なスタッフの控室の手配
- (8) イベントを行う際は、チラシ等を制作し、効果的な告知を行うこと。
- (9) イベントの実施にあたり競輪場隣接地域への明らかな騒音が懸念される場合は、レイアウトを工夫するとともに 1 週間程度前には近隣住民への告知ポスティングを行うこと。
- (10) 各イベント終了後 2 週間以内に完了報告書を作成し提出すること。
- (11) 今後のサービス向上につなげるための、来場者アンケートを実施すること。

③ 熊本競輪場にちなんだファンサービス品(グッズ)の企画・提案・制作・納品

- (1) 熊本競輪場の認知度向上を意識した内容とすること。
- (2) グッズデザイン決定後において、適宜デザインの修正・変更をおこなうことがある。
- (3) グッズのデザインデータについては、広報等でも使用ができるようにイラストレ

ーター、PDF 等指定する形式にて納品すること。

- (4) グッズの種類は 6 種以上、納品総数は 1,000 個以上とし、製作費に差をつけランク化できるようにし、抽選会などファンサービスイベントで活用できるようなものを提案すること。制作費用種別、種類別納品数は受託者提案とする。
- (5) 幅広い年齢層に対応する内容であること。
- (6) 制作したグッズは受託者にて保管し、必要に応じて委託者が指定する場所に納品すること。納品時期・数量についてはその都度委託者より指示する。
- (7) グッズの作成・納品は令和 8 年(2026 年)11 月 30 日までに完了すること。
- (8) 制作したグッズは委託者と協議の上、ファンサービスイベント等においても活用すること。

④ 熊本競輪場内の売店等で使用可能なクーポン券の作成

- (1) 競輪場内の売店等で使用可能なクーポン券(500 円分)を 800 枚作成すること。
- (2) 作成したクーポン券の用途並びにデザイン、使用期限については、委託者と協議し決定すること。
- (3) クーポン券は委託者と協議の上、ファンサービスイベント等においても活用すること。
- (4) クーポン券作成及び使用に係る費用は委託料に含むこととする。

9. その他

- ① イベント実施について、屋外イベントを行う際は小雨決行・荒天中止とする。開催の態度決定については別途設定し、委託者が受託者へ伝える。
- ② 受託者は、契約締結後すみやかに本業務の実施計画、工程表を提出し、委託者の承認を得ること。なお、体制図には協力会社を含めた実施体制を明示すること。
- ③ 飲食物・酒類・火気類(炭)の取扱等も含め、保健所等への申請・許可等の業務上必要となる法令等の各種許認可の手続は受託者の責任において行うこと。
- ④ イベントに関する看板、サイン、広報媒体等に使用される素材などは、他者の著作権その他の権利が及ぶものは使用を避けること。使用する場合は、権利者の許諾を取得し使用すること。
- ⑤ 業務の実施に際し、イベント参加者(出演者・スタッフ等)の傷害保険及び施設賠償責任保険(対人・対物)に加入すること。なお、保険支払限度額 100,000 千円以上の保険に加入すること
- ⑥ 事業趣旨を逸脱せず、事業内容の充実を図ることを目的に、企業協賛等を得て事業費にあてることができるものとするが、事前に委託者と協議して決定すること

とし、協賛の募集、徴収、管理は受託者が行うこと。

- ⑦ イベントで発生したごみは、受託者が適正に処分すること。処分方法については受託者と委託者との協議のうえ決定する。
- ⑧ イベントで施設の汚損の懸念がある場合は委託者と協議を行い、必要に応じて清掃スタッフを手配すること。
- ⑨ 受託者は委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。
- ⑩ 受託者は委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。
- ⑪ 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときはその賠償の責めを負うものとする。
- ⑫ 詳細については、必ず委託者と協議のうえ決定すること。

10. 成果品の帰属及び著作権

成果品および成果品作成のための関係資料(以下、「成果品等」という)に係る著作権については、次に定めるところによるものとする。

- ① 受託者は、成果物等にかかる受託者の著作権(著作権法第21条から28条までに規定する権利をいう)を成果物の引き渡し時に委託者へ無償で譲渡する。
- ② 委託者は、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。また、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- ③ 受託者は委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。
- ④ 受託者は、成果物(業務を行ううえで得られた記録等を含む)を使用もしくは複製し、又は当該成果物の内容を公表することができる。
- ⑤ 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の下人が専ら熊本市の責に帰する場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。